4　事業の概要

(1)　住宅の建築面積等

住宅番号	階数	高さ	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
		m	㎡	㎡	㎡		
		m	㎡	㎡	㎡		
		m	㎡	㎡	㎡		
合　計	／	／	㎡	㎡	㎡	／	／

注1　「住宅番号」の欄には、添付する事業区域内に建築する住宅の配置図において住宅ごとに付した番号を記入してください。

2　「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。

(2)　住宅の構造方法及び設備

[住宅番号]	
[構造方法]	
[設備]	

注1　全ての建築する住宅について住宅ごとに作成してください。

2　[構造方法]の欄には、「鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・その他」の別を記入してください。

3　[設備]の欄には、設置する設備ごとに構造等を記入してください。

5　工事着手の時期及び事業施行期間

[事業の着手の予定年月日]	年　月　日
[事業の完了の予定年月日]	年　月　日

6　資金計画

支出	内訳	金額（百万円）	収入	内訳	金額（百万円）
用地費	地		自己資金		
除却費	却		借入金	（借入先）	（　）
整地費	地				
建築費	築				
事務費	務				
借入利息	金	○	○	○	○
○	利	○			
計			計		

附　則

この省令は、都市再生特別措置法等の1部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月一日）から施行する。

○国土交通省令第六十七号

都市再生特別措置法等の1部を改正する法律（平成二十六年法律第三十九号）及び都市再生特別措置法等の1部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第二百三十九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、都市再生特別措置法等の1部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

都市再生特別措置法等の1部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（都市再生特別措置法施行規則の1部改正）

第1条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の1部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「寄与する施設」の下に「並びに都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号。以下「令」という。）第八条に規定する公益的施設」を加え、同項第十二号中「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条第二項中「前項第十三号」を「同項第十三号」に改める。

第七条の見出し中「都市計画」を「都市再生事業を行おうとする者による都市計画」に改める。

第十二条中「第十二条第一号ニ」を「第十三条第一号ニ」に改める。

第十四条を削る。

第十四条の二中「第四十六条の三第1項」を「第四十六条の二第1項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第1号の次に次の1号を加える。

二　立地適正化計画に適合する都市機能

第十八条の次に次の一条を加える。

（都市再生推進法人による都市計画の決定等の提案）

第十八条の二　法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項の規定により計画提案を行おうとする都市再生推進法人は、その名称を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。

一　都市計画の素案

二　別記様式第六による公共施設又は第五十八条に規定する施設（次号において「公共利便施設」という。）の整備又は管理に関する計画書

三　公共利便施設の整備又は管理を行う区域を表示する図面その他必要な図面

四　法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項の同意を得たことを証する書類

五　法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項第三号に定めるところにより環境影響評価法第二十七条に規定する公告を行ったことを証する書類